

平成 31 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成31年 2 月 4 日 (月) 1 日

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	3
○ 応招議員名簿	4
○ 2月4日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	11
会期を定めることについて	11
議席の一部変更について	11
議案審議	11

宮古島市告示第9号

平成31年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成31年1月28日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成31年2月4日（月）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

（1）財産の取得について

（2）財産の取得について

宮古島市告示第13号

平成31年2月4日招集の平成31年第1回宮古島市議会（臨時会）に付議する事件を、次のとおり追加する。

平成31年1月31日

宮古島市長 下地敏彦

- 1 追加付議事件
 - (1) 議席の一部変更について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	財産の取得について	市 長	平成31年 2月4日	平成31年 2月4日	原案可決
議案 第 2 号	財産の取得について	"	"	"	"
決議案 第 1 号	砂川辰夫君に対する議員辞職勧告決議	議 員	"	"	否 決 (日程追加)
/	議席の一部変更について	/	"	"	可 決

開会日（平成31年2月4日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	國仲	昌二	君
上地	廣敏	〃	友利	光德	〃
新里	匠	〃	上里	樹	〃
平	百合香	〃	下地	勇德	〃
仲里	夕カ子	〃	栗国	恒広	〃
島尻	誠	〃	平良	敏夫	〃
平良	和彦	〃	山里	雅彦	〃
下地	信広	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	砂川	辰夫	〃
前里	光健	〃	濱元	雅浩	〃
狩俣	政作	〃	眞榮城	徳彦	〃
高吉	幸光	〃			

平成 31 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成31年 2 月 4 日 (月)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成31年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成31年2月4日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 議席の一部変更について
" 第 4 議案第 1 号 財産の取得について (市長提出)
" 第 5 " 第 2 号 財産の取得について (")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成31年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

平成31年2月4日（月）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
2月 4日	月	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議席の一部変更 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

平成31年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成31年2月4日(月)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(23名)

(閉会=午前11時06分)

議長(19番)	佐久本 洋 介 君	議員(11番)	高 吉 幸 光 君
副議長(17〃)	上 地 廣 敏 〃	〃(12〃)	國 仲 昌 二 〃
議員(1〃)	新 里 匠 〃	〃(13〃)	友 利 光 德 〃
〃(2〃)	平 百合香 〃	〃(14〃)	上 里 樹 〃
〃(3〃)	仲 里 夕力子 〃	〃(15〃)	下 地 勇 德 〃
〃(4〃)	島 尻 誠 〃	〃(16〃)	栗 国 恒 広 〃
〃(5〃)	平 良 和 彦 〃	〃(18〃)	平 良 敏 夫 〃
〃(6〃)	下 地 信 広 〃	〃(20〃)	山 里 雅 彦 〃
〃(7〃)	欠 員	〃(21〃)	棚 原 芳 樹 〃
〃(8〃)	我如古 三 雄 〃	〃(22〃)	砂 川 辰 夫 〃
〃(9〃)	前 里 光 健 〃	〃(23〃)	濱 元 雅 浩 〃
〃(10〃)	狩 俣 政 作 〃	〃(24〃)	眞 榮 城 德 彦 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	下 地 敏 彦 君	教 育 長	宮 國 博 君
企画政策部長	友 利 克 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃		

◎議会議務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

平成31年第1回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

平成31年2月4日(月)

	宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成30年10月分、11月分の例月出納検査結果報告があった。
平成30年 12月19日	宮古製糖株式会社伊良部工場で開催された「製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。
平成31年 1月4日	宮古島市役所平良庁舎で開催された「第35回全日本トライアスロン宮古島大会100日前・残暦板設置式」に出席し、挨拶を述べた。 ----- 市内ホテルで開催された「2019年宮古島市新春の集い」に出席し、新年の挨拶を述べた。
1月5日	マティダ市民劇場で開催された「平成31年宮古島市成人式」に出席し、祝辞を述べた。
1月11日	宮古製糖株式会社城辺工場で開催された「平成30/31年期製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。
1月13日	宮古島市消防本部で挙行された「平成31年宮古島市消防出初式」に出席し、祝辞を述べた。 ----- 七原コミュニティーセンターで開催された「平成31年宮古島市消防団新春の集い」に上地廣敏副議長が出席し、挨拶を述べた。
1月17日	沖縄製糖株式会社宮古工場で開催された「2018/2019年期製糖操業開始式」に出席し、挨拶を述べた。 ----- 陳情者から文教社会委員会に閉会中の継続審査に付されている「陳情書第17号、公立砂川保育所存続への陳情書」の取り下げの申し出があった。 ----- 同取り下げの申し出を受け、同日付で陳情書第17号を閉会中の継続審査に付した文教社会委員会の平良敏夫委員長へ陳情者から取り下げの申し出があったこと及び同陳情書の取り下げについては、会議規則第19条第1項の規定により3月定例会において処理する予定である旨の通知をした。
1月19日	沖縄県農業共同組合宮古家畜市場で開催された「平成31年家畜セリ市場初セリ式典」に出席し、挨拶を述べた。 ----- 市内ホテルで開催された「平成30年度沖縄県文化協会賞受賞祝賀会」に出席し、挨拶を述べた。
1月20日	西辺小学校体育館で開催された「西辺小学校創立130周年記念式典・祝賀会」に出席した。
1月21日	勇士会代表、粟国恒広君から砂川辰夫君が脱会した旨の届けがあった。
1月28日	下地敏彦市長から平成31年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。

1月28日	下地敏彦市長から「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に基づく事務に係る説明について」の全員協議会を開催してほしい旨の依頼があった。
1月30日	<p>沖縄市で開催された「第167回沖縄県市議会議長会定期総会」に出席した。同定期総会では役員の変更が行われ、会長に翁長俊英那覇市議会議長が、副会長に小浜守勝沖縄市議会議長が再任され、監事に上地安之宜野湾市議会議長及び国吉昌実南城市議会議長が選任された。</p> <p>また、同定期総会では平成31年度沖縄県市議会議長会年間事業計画が承認されたほか、平成30年度補正予算及び平成31年度予算を含む4件の議案が可決された。そのうち2件の議案、①日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について、②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入については、第94回九州市議会議長会定期総会への沖縄県市議会議長会の提出議案とすることと決定した。</p>
1月31日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月4日の1日とするのが適当であると決した。</p> <p>また、同委員会では議案第1号及び議案第2号の計2件の「財産の取得について」は委員会付託を省略し、処理することと決した。</p> <p>なお、同委員会では議員の所属会派の脱会に伴う「議席の一部変更について」の取り扱いについて諮問したところ、追加の告示を依頼することと決したので、直ちに下地敏彦市長宛て「付議事件の追加告示について」の依頼を行った。</p> <p>下地敏彦市長から「議席の一部変更について」を付議事件として追加告示した旨の通知があった。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成31年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。</p> <p>また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p> <p>休憩を挟み市長から依頼のあった「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に基づく事務に係る説明について」の全員協議会が開催され、市長から説明がされた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから平成31年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により諸般の報告をいたします。

1月17日、陳情者から文教社会委員会に閉会中の継続審査に付されている陳情書第17号、公立砂川保育所存続への陳情書の取り下げの申し出がありました。同取り下げの申し出を受け、同日付で陳情書第17号を閉会中の継続審査に付した文教社会委員会の平良敏夫委員長へ陳情者から取り下げの申し出があったこと及び同陳情書の取り下げについては会議規則第19条第1項の規定により3月定例会において処理する予定である旨の通知をしました。

1月21日、勇士会代表、栗国恒広君から砂川辰夫君が脱会した旨の届けがありました。

1月28日、下地敏彦市長から平成31年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

同1月28日、下地敏彦市長から辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に基づく事務に係る説明についての全員協議会を開催してほしい旨の依頼がありました。

1月31日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月4日の1日とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、議案第1号及び議案第2号の計2件の財産の取得については委員会付託を省略し、処理することと決しました。

なお、同委員会では、議員の所属会派の脱会に伴う議席の一部変更についての取り扱いについて諮問したところ、追加の告示を依頼することと決したので、直ちに下地敏彦市長宛て付議事件の追加告示についての依頼を行いました。

同1月31日、下地敏彦市長から議席の一部変更についてを付議事件として追加告示した旨の通知がありました。

同1月31日、議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成31年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされました。

また、同協議会では議会運営委員会において決した事項の報告をしました。

同1月31日、休憩を挟み市長から依頼のあった辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に基づく事務に係る説明についての全員協議会が開催され、市長から説明がされました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において眞榮城徳彦君及び棚原芳樹君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日2月4日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月4日の1日と決しました。

次に、日程第3、議席の一部変更についてを議題とします。

議員の所属会派の脱会に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。7番、砂川辰夫君を22番に変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

それでは、ただいま決しました議席にお着き願います。

休憩します。

（休憩＝午前10時05分）

（変更後の議席着席）

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

（再開＝午前10時05分）

次に、日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（下地敏彦君）

平成31年第1回宮古島市議会臨時会の議案といたしまして今回提出しました議案は、議決議案2件でございます。

ご説明申し上げます。議案第1号、財産の取得について。地域連携小中学校吹奏楽環境整備事業備品の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第2号、財産の取得について。平成30年度電子黒板整備事業に係る物品の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要

とするため、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

議案第1号、財産の取得について。地域連携小中学校吹奏楽環境整備事業についてお伺いいたします。

これは、議案第1号、議案第2号の2件の財産の取得について、とても素晴らしいことだと思っておりますけれども、吹奏楽の楽器というものはやはりメンテナンスとか管理というものが重要になってまいります。その点についてなんです、もしこれが議案が可決されて、そして各学校での管理というのが、またメンテナンスが重要になってくるとは思うんですけど、これは長く子供たちに使ってもらいたいという思いからなんです、この管理というのは教育委員会とか、管理する側の子供たち、また先生側とか、現場ではどういった対応を指導していくものか、そういったマニュアル等があればご答弁をお願いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

議案第1号、財産の取得について。吹奏楽の備品の管理につきまして、まず教育委員会で一括購入しますが、これは導入する6校に備品は配分をして、基本的には学校で備品管理してもらうこととなります。普通の備品、学校備品同様に備品台帳に記載しまして、学校長が責任を持って管理していくということとなりますが、吹奏楽部のある学校には音楽の専科の先生がいますので、具体的には音楽室の準備室というところに楽器保管庫があると聞いていますので、そこに常時保管して管理していくということになってございます。

（「メンテナンスについては」の声あり）

◎教育部長（下地信男君）

メンテナンスにつきましても、購入後1カ年間は、これは導入した企業の皆さん方の責任でやっていきます。その後はやはり維持管理がとても重要になってきますので、そういったメンテナンスのプロの方をですね、これは教育委員会の負担になりますけれども、常時そういうメンテナンスのプロの方を招聘してチェックしていただくという体制をつくっていきたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

議案第1号及び議案第2号の2件の財産の取得について。吹奏楽の備品も電子黒板もかなり予算の残が出ていたようなのですが、1つは、吹奏楽は6校に楽器が備品として渡されるわけですが、ほかには必要な学校は、補正予算のときに、私の理解では、6校に備品が、備品というか吹奏楽の楽器が配置されるのは、予算がね、それぐらいしかないからと思って、そういうもんだらうなというふうに考えていたんですけども、500万円も予算が残るということは、ほかにももしかしたらね、欲しいものがあつたら、欲

しい学校があったら買えたんじゃないかなとか、それかほかにも欲しい楽器があったのかなという気もするんですけども、この辺に関しては事前に調査があって、それぐらいが必要だということだったかどうかというのがお聞きしたい。

もう一つの電子黒板も同じように、電子黒板も予算がかなり残っているんですよね。吹奏楽の備品では530万2,800円、電子黒板では2,588万円の予算残があるということは、じゃ電子黒板がね、ほかにも設備を整えることができたんじゃないかという気がするんですけども、この予算残についてはどんなふうに考えているのかということをお聞きしたい。

それから、これからでもいいから配備できるのかどうか、それもお聞きしたいというふうに思います。じゃ、それをお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

議案第1号及び議案第2号の2件の財産の取得について。まず、吹奏楽の備品につきましては、市内の小中学校には今7校の吹奏楽部がありますけれども、そういう学校に備品の更新、あるいは必要かという調査をして、下地中学校以外の学校6校から要望がございました。基本的に活動が継続していくということを前提としておりましたので、下地中学校からは調査に対する要望がなかったということと、聞きましたら継続して活動が確約できないということがありまして、下地中学校を除く6校に整備をすることといたしました。結果として、これ指名競争入札で行っておりますので、予算残が出たというのは、もうこれ落札額が結構抑えられたということで、ご指摘のとおり吹奏楽の備品は530万円余、それから電子黒板、これちょっと落札率が53.5%でしたので、2,500万円以上の残が生じてしまいました。これ一括交付金を活用しておりますので、何とかこういう、一括交付金なので、県に返還したくないという思いですね、いろいろ契約時期なども検討しましたが、この後なかなか契約を変更して台数をふやして整備することが困難であると、年度内の執行が難しいということで、やむなくこの予算残については、一括交付金の取り扱い上、県のほうに返還していくという取り扱いになると思います。

（「58.5%」の声あり）

◎教育部長（下地信男君）

失礼しました。電子黒板の落札率53.5%と申し上げましたが、58.5%でございます。

◎仲里タカ子君

落札率が58.5%ですよ。だから、予算がかなり浮いた、それが年度、2月、3月で使えないから、使えないというか、契約を変更するのは難しいということなんですけれども、その電子黒板ですね、吹奏楽の備品は、じゃ今宮古島に吹奏楽部を継続してやっていこうとするところは6校。1校については継続が難しいので、6校の整備を行っているということなんですけれども、電子黒板についてですが、電子黒板についても今配置しようとする学校が7校ですよ。ほかの学校も必要ではあるけれども、予算の都合上、これは7校に設置しようという計画で取り組んでいると思うんですが、では全部に配置するとすると、これは何校ぐらいを配置することに……

（「議長、整理して」の声あり）

◎仲里タカ子君

ということもお聞きしたいというのが1つと、あと何校分の電子黒板の配置予定があるかということ

と、2月、3月ではやっぱりこれをやるの難しいと。

もう一つ、前電子黒板のメンテナンス、これは電子関係だから、なかなかメンテナンス難しいと思うんですが、これは別予算でやっていくのかということも、2つ、じゃお願いします。

(議員の声あり)

◎仲里タカ子君

電子黒板もメンテナンスが必要だと思います。だから、電子黒板についてのメンテナンス等についてはまた別途契約を行っていくのか、保証期間が過ぎた後ね、ということももしお聞きできたらお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、一括交付金の関係についてでございます。宮古島市は、平成30年度は7億200万円の一括交付金が交付される予定でございました。今回の入札残等々を受けまして、最終的には6億7,824万5,000円が確定するということになります。つまりは予定額よりも2,375万5,000円ほど減額をされるということになります。通常ですと、このように入札残とかが発生をいたしますと、他の一括交付金事業に回す、充てるという作業をするわけでございますけども、何分年度も押し迫り、この残りの期間で事業を完了することがなかなか困難という状況を受けまして、今回に限りましては6億7,824万5,000円を県のほうには最終的には請求をするという形になります。先ほどから返還というお話が出ておりますけども、これにつきましては随時の交付決定額に基づいての請求というふうになりますので、宮古島市の場合は7億200万円の交付予定ではございましたけども、実質6億7,824万5,000円分の事業執行ということで、最終的にはその額を県のほうには請求することになります。

◎教育部長（下地信男君）

電子黒板について、今後何校の整備をするのかということでございますけども、今年度台数にして109台を整備してまいります。全体整備すると375台になりますので、差し引き266台を今後整備していくということになります。

それから、電子黒板のメンテナンス、これはですね、やはり学校の先生方の使用の方法などいろいろな業者の皆さん方やっていきますし、1年間基本的には納入業者が負担するというので、今後は通常の備品管理と同様に1年後は市の負担でいろいろメンテナンスをしていくということを考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

まず、議案第2号、財産の取得についてですね、電子黒板の件についてお尋ねをしますけども、2月1日に城辺小学校、城辺中学校を訪ねて状況を聞く機会がありましたけども、現在ですね、黒板が設置というのかな、どういうふうな表現がいいかわからないんですけども、使用する学校はどれぐらいあって、城辺小学校の場合は電子黒板が故障しているという話を聞きました。原則として理科教室というふうに話を聞いたんですけども、それはそのとおりなのかということですね、要するにその設置をする教室は理科教室というふうに限定されているのかということと、郡区のいわゆる鏡原から東側の学校が今回入っていないんですけども、何かそういう都合があってそうなったのか。平成33年度に合併するであろう、統合するであろう城辺地区の学校が入っていないというのはなぜだったかというのをまずお尋ねします。

◎教育部長（下地信男君）

議案第2号、財産の取得について。電子黒板の導入教室ですね、これは全校の普通教室と特別教室に配置をします。もちろん理科教室等もですね、設置していきます。

それから、今回の導入校に城辺地区の学校が入っていないということですが、この事業については一括交付金で導入していこうという方針を立てて進めてきております。一括交付金にも枠がございますので、どうしても複数年度にまたがる整備になります。今年度導入した学校はですね、これ基本的に優先順位という話になると思いますけども、まず先にした学校が平良中学校、北中学校、下地中学校、久松中学校、それから下地小学校、久松小学校、それから伊良部地区小中一貫校ですね。まず、これまで一つの要件としては国指定の実証校を受けているということで、ICT環境の整備がなされているというところで、下地中学校と久松中学校、下地小学校、久松小学校は総務省のスマートスクール・プラットフォーム実証事業として今指定を受けて研究を進めているところです。それから、平良中学校と北中学校はですね、学校としてICTを活用した授業を多く進めている学校ということで、先にさせていただきました。伊良部地区小中一貫校はもう市の教育的政策を持って進めている学校ですので、初年度に整備するという方針を立てているところでございます。残りにつきましては、平成31年度に今一括交付金の整備で要求しているところでございますので、できましたら平成31年度で全ての学校に整備していきたいという考えで取り組んでいるところです。

◎友利光徳君

議案第2号、財産の取得について。私が聞いた話では、城辺小学校は、たまたまだけど、理科の先生がいらっしゃらなくて、説明がちょっとあやふやな点があったんですけども、城辺中学校はですね、校長がいらっしゃって、校長からの説明でありました。ちょうど理科の教室で黒板を利用して授業しているところを校長と2人で拝見したんですけども、城辺中学校の校長の話では原則として理科の教室であるというふうな説明を受けたもんだから、そうですかというふうなことを尋ねていますが、城辺小学校が1台、城辺中学校1台ですけども、配置されているのは、何かそういう話を聞いてきたんですけども、これが正確かどうかはちょっと定かではないんですけども、要するに教室割り当てなのか、生徒の頭数の割り当てなのか、その辺についての説明をまず求めます。

◎教育部長（下地信男君）

議案第2号、財産の取得について。電子黒板の整備に当たっては、先ほど申しあげましたように、各学校の普通教室と特別教室の全てに配置しています。頭割りということではございません。現在ある普通教室、特別教室には配置してまいります。

◎友利光徳君

城辺地区の中学校は、あと2カ年で統合されるわけであります。ぜひとも城辺地区の子供たちにもですね、やはりそういうのがちゃんと普及して現代的な教育を受けられるように、ひとつ要望しておきます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

議案第2号、財産の取得について。電子黒板の入札の件なんですけど、先ほど説明にもあったんですけど

ど、落札率が58.5%と。すごい低い落札率だなと聞いたんですけどね、その間にちょっと見ると予定価格というのがあるんだけど、最低制限価格がないということを書いてあるんですけど、そういうことって多いんですか。最低制限価格がないということが。

◎教育部長（下地信男君）

最低制限価格を設けないのかということでございますけども、本契約は物品購入の契約ですけども、この契約につきましては宮古島市建設工事等以外のその他の契約に係る指名業者選定に関する要綱という要綱に基づきまして進めております。その中ではですね、最低制限価格は、この契約に該当する場合は最低制限価格を設けないということになっているので、そのように運用してございます。

◎平良敏夫君

最低制限価格をつけないということは、ちょっとやっぱり危惧されるということはね、ダンピングとか、商品の安売りとか、そういうことをやる人いないのかという、やる企業いないのかということが危惧されるものですから、さっき聞いたのはそういう状況って多いのかと聞いたんですけどね、例えばそういう物品価格って大体ほとんど最低制限価格を設けないんですか。ダンピングのおそれはないかということとあわせて説明できれば。

◎教育部長（下地信男君）

このような案件はないのかという、ダンピングのおそれがないのかということでございますけども、今回1件の予定価格が80万円以下ということなので、要綱には1件の予定価格が80万円以上と、1件という取り扱いですけども、これは一つ一つの単価ですね、1台当たりの価格を捉えています。ですから、要綱に準じて作業を進めてもらったということでございます。ダンピングのおそれというのは、そういうことを想定して要綱は策定されていると思いますので、そういうことはないと考えています。

◎平良敏夫君

最低制限価格がないというのは、ちょっとやっぱり少し違和感を感じるものですから、例えばこれが1,000万円だったら、それでも大丈夫なの、受け入れるのという、さっきちょっと1台につき80万円ですか、これ、今話があったのは、やっぱりそれ基本にして最低制限価格つけるべきだなと私は思うんですけど、ちょっとそこに対する見解を最後に。

◎教育部長（下地信男君）

先ほど申しあげましたように、要綱に沿って作業進めたということでご理解いただきたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎新里 匠君

議案第2号、財産の取得について。今です、入札の件なんですけれども、まず初めにこの入札は、入札というか、この事業はですね、一括交付金がこれぐらいで決められているからという範囲の中で買うというものなのか、必要な台数があって、それを買う、台数ありきか金額ありきかというところを聞きたいんですけども。よろしくお願ひします。金額決められた範囲であるのか、この台数必要だから、このお金を予算化してもらってそれを買うのか。

◎企画政策部長（友利 克君）

一括交付金ありきということではないです。どの事業もやはり必要事業費に応じて一括交付金のまた額といえますかね、それも決まってまいりますので、今回の楽器あるいは電子黒板についてもですね、必要な台数をもとに事業費が算出されて、その事業費に基づいて一括交付金も決まってくるということでございます。

◎新里 匠君

ありがとうございます。今のご説明だと、やはり必要な物品が今の入札された台数だったということだと思います。

それですね、私はなぜこれ聞いたかといいますと、物品とかの入札に関してはですね、まず市場価格幾らかというところからの調査をすると思うんですよ。何社かに見積もりを出してもらって、それからある程度の価格を決めるということが一般的かなと思うんですけども、その見積書を出すときにですね、本来の出そうと思っている、入札書に入れる金額なのか、実質にもうかる金額なのか、赤字にならないような金額を出すためにですね、それから何%以内で見積書を出さないといけないよということを決めていただければこういう差額もなくなるし、例えば今台数決められているものに対しての予算がついて、それを執行したら半分ぐらい、40%ぐらい余ったよということなんで、金額ありきだとしたら、ほかの余ったところにも使えるということは最初から台数もふやせるんじゃないかということにつながると思いますので、そういう見積書を出すときにですね、本来の金額に近いところを出してくれというようなですね、決まりをつくってはどうかと思っておりますから、また次回の参考にしてほしいと思います。見解もお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

今議員がご指摘のとおりでございます。私もこの事業を執行するときにはですね、まずは予算を議会にお願いするに当たっては業者の皆さんから見積もりを3社いただきました。さらに、予定価格を設定する場合も、議員ご指摘のとおり実勢価格を見て予定価格を定めるというふうに契約書がなっていますので、またさらに予定価格を設定する場合も業者の皆さん方から見積もりをいただきます。その最初から出された見積書を比較考慮して予定価格を設定するわけですね。それに基づいて業者指名して入札するわけですが、この入札の段階で先ほど申し上げましたように58.5%という結果になっているということで、予算確保をしたものの、落札価格が低いので、やむなく予算残が出たという状況でございます。その辺の経緯はご理解いただきたいと思っております。

◎新里 匠君

経緯はご説明を聞いて十分理解をしております。ですから、この実勢価格じゃなかった見積もりが来たのではないかという思いがあるので、実勢価格にちょっと近いようなですね、見積もりをもらえるように指導していったほうが良いと思うという意見でありますので、ぜひよろしく願いいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私のほうからもちょっと質疑したいと思っております。議案のですね、つづりと、それから全員協議会のおきに配慮していただいた資料のほうに基づいてちょっと質疑したいと思っておりますので、よろしく願いしま

す。

まず、議案第1号、財産の取得についての件ですけれども、資料1の4ページのほうに約款の第11条、真ん中あたりからちょっと上ですかね、瑕疵の担保というのがあります。これ議案第2号、財産の取得についてのですね、約款がまた8ページのほうにあるんですけど、これとちょっと比較をしてですね、8ページの第7条、これも瑕疵担保責任という部分があって、この4ページと8ページを見た場合にですね、4ページの楽器のほうの約款には8ページの瑕疵担保責任の第7条の第2項の部分が抜けているというか、入っていないんですけども、これはこれで問題ないのかどうかですね、これをちょっと質疑したいと思います。

それから、あと同じように、今8ページと4ページを比較したんですけども、今度は逆に電子黒板のほうの約款のほうには、8ページの第7条のほうには4ページのほうの瑕疵の担保という第11条のですね、ただし書きが入っていないんですね。「ただし、その瑕疵が」という部分が8ページの第7条の第1項の部分には入っていないんですけども、これはこれで問題ないのかどうかですね。

あともう一つ、電子黒板について、これは納入期限が3月20日までとなっています。これについては、3月20日までに、これは8ページの第5条ですね、第5条に遅滞なく当該物品等を甲に引き渡さなければならないというふうになっているんですけども、結の橋学園は工期が3月29日に変更になったというのがマスコミに出ていましたけれども、この辺は問題ないのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしくお願いします。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前10時39分)

再開します。

(再開＝午前10時40分)

◎教育部長(下地信男君)

議案第1号及び議案第2号の2件の財産の取得についてにおいて、約款の中の瑕疵担保という部分で文面がちょっと違うという、違っているけど大丈夫かというご指摘ですけれども、基本的に両方ともですね、品質の不良、あるいは隠れたる瑕疵がある、そういった瑕疵があったときには1年間納入業者の負担となりますということをうたっていると理解しております。

それから、ただし書きは、甲の指示があった場合は甲の指示、あるいは取り扱いの不注意の場合はその限りでないとうたってございますので、基本的に同じような瑕疵責任の記載をしているというふうに理解しております。

それから、結の橋学園への整備ですけれども、間もなくということで、新しい学校に移行しますので、電子黒板を整備した後に、学校が整った後に納品していくという考えでございます。

◎國仲昌二君

今約款の答弁がありましたけれども、私、8ページの第7条の第2項についても、それから4ページの第11条のただし書きについても必要なので入っているというふうに思いますので、この辺をもう一度確認

をして、しっかりした約款の内容にしていきたいなというふうに要望します。

それと、今結の橋学園の話が出ましたけど、これは契約書の中身は3月20日までに引き渡さなければならなくなっているんだけど、特に問題はないという認識でよろしいですか。そういうふうな当局の認識ということでよろしいですか。もう一度お願いします。

◎**教育部長（下地信男君）**

今年度、伊良部地区の4校が統合されて結の橋学園ができますので、今年度整備するに当たっては、実質来年度から使用ということなので、ことし導入して、来年度結の橋に、新しくできた学校に搬入して使用してまいります。

◎**國仲昌二君**

年度内の納入じゃなくて、工期が3月29日までとなっているんですけど、その納品が3月20日までということになっていますね、契約の中では、それは特に問題ないという認識でよろしいかどうかというのを私は聞いているので、そこをお願いします。

◎**教育長（宮國 博君）**

國仲昌二議員ね、おっしゃるような学校の備品という、納入期限というのを我々は指定して、それまでにはちゃんと納めてくださいねということをしませけれども、その備品が実際の授業に使われると、要するに授業の展開の中で使われるという場合には多少の設備とか施設とかいうふうなものの整備などもかかってくるわけです。ですから、実際に授業が展開されるのは4月の入学式、始業式は4月8日、そして入学式は4月9日の予定をしておりますので、備品の納入はあって、整備をして使えるのは4月を越えた時点で稼働すると、こういうふうなご理解をすれば、この問題は大きな障害にはならないと、このように理解しております。

◎**議長（佐久本洋介君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**上里 樹君**

ただいまの議案第2号の財産の取得についてですけども、国の事業やいろんな実証校になっているということで、7校が今回対象校として電子黒板上がっていますけども、この電子黒板の整備については、この7校にかかわらず、今後残りの学校についても全部整備の予定だということなんですけども、要は現場からの要求があるのかないのか。要望に基づいて電子黒板をそうやって設置するということを決めるわけですけども、現場の要求という状況はどのような要望がこの間寄せられてきたのか。急ぎ設置してほしいと言っているのかどうかですよ。

◎**教育長（宮國 博君）**

これは電子黒板を含めてですね、このICTの部分につきましては今後の日本の教育のあり方としてもきちっと学習指導要領にも示されますし、今後の学校の教育の展開は大変大事なものになってきますので、この整備というのは急がれているわけでございます。幸い今回ですね、今年度、それから次年度において宮古島市では全部の教室にこれが整備される計画が、めどが立ちましたので、現場の先生方からの要求というのは、これはずっと前からあったんです。ずっと前からありました。学校長会等々からも大きな要求がございまして、これは取り急ぎ事業化したと、こういうふうなことでございます。ですから、今後の

教室の中ではこのICTを利用して授業が、いわゆる教育活動が展開されると、このような場面をぜひ整備していきたいと思っ

◎上里 樹君

ずっと以前から要求があったという答弁ですけども、ずっと前といういつごろから、本当に必要に迫られて全校規模で要求が上がっている、そういう課題になっているのかということです。

◎教育長（宮國 博君）

先ほど申し上げたとおりでございます。平成32年度から全面実施されるところの学習指導要領の改訂なども含めてですね、今後の我が国の教育の状況は、このようにしてICT等々を含めてですね、授業を展開していかなければならないとなっているわけですから、学校の現場は急ぎこれを実施してほしいというふうなのは求められていたわけなんです。だから、今この予算の理解も得まして早速今年度から、そして次年度に向けて宮古島市の全校の教室にこの電子黒板を設置して授業を展開していきたいと、こういうふうなことになっているということです。

◎上里 樹君

もう今後必要だということですけども、随分以前からあったと。そういう必要だから整備する、もちろんそうなんですけども、例えば友利光徳議員から先ほどあったように故障したまま放置しているような学校もあるんですね。これは現場から修繕の要求がないのか、それとも予算の関係で修繕がされないのか、そういう既に入っている学校でそういう状況もあるわけで、今後その必要だという中で、ほかにもいろんな修繕箇所がいっぱいあるのに、それも手をつけられていない状況もあります。だから、今後のメンテナンスの問題いろいろ要求がありましたけども、そういうメンテナンスの関係については1年後しっかりと計画的にメンテナンスしていく方針というのは、計画は立てられているのか。

◎教育部長（下地信男君）

現在学校に割り当てられている電子黒板ですね、平成24年度あたりに整備したと思いますけども、耐用年数約7年ほどと言われておりますので、平成24年度からするともう買いかえの時期ですよ。そういうことで、教育長からありましたように、今子供たちに情報活用能力というのがもう学習の基盤となる資質能力であるというふうにはっきり言われているんですね。これからは積極的にICTを活用していくということも学校では必須になっているという環境の中で、これまでの老朽化した電子黒板も整理をして、新しく全校に普通教室、特別教室も含めてやっていきたいということで、今後求められている資質を子供たちに身につけるためにICT環境の整備は必要であるということで、私たちは市の教育情報化推進計画をつくって、それによって今後、ことしは電子黒板ですけど、これからタブレット、それからワイファイの環境整備、それからICT支援員の配置、そういうことを順次進めていくということで、学校のICT化というのはこれからどんどん市として力を入れていかなくちゃいけない政策だというふうに思っております。入れた備品もしっかりメンテナンスしていくというの、これ当然のことです。その辺もしっかりやっていきたいと思っ

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

1点ちょっと確認をですね、教育長お願いしたいんですけども、これまでいろいろ質疑をされている議案第2号、財産の取得について、電子黒板なんですけど、結の橋学園のお話が出て、工期のお話も3月29日まで延長になって、始業式、入学式の日程なども段取りを粛々とやっているというふうなお話なんですけども、この契約はですね、約款の中に、第12条、契約の変更及び中止等、もろもろ書かれているんですね。この変更などはしなくても大丈夫なのかなというふうな疑問と、あと確実に4月8日、9日の段取りがですね、順調に大丈夫なのかなというこの1点だけをお聞かせください。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前10時54分)

再開します。

(再開＝午前10時54分)

◎教育部長(下地信男君)

ただいまのご質疑は、議案第2号、財産の取得についての電子黒板の整備に関して変更があり得るのかということでございますか。

(「納入の」の声あり)

◎教育部長(下地信男君)

納入はですね、契約書に書かれています平成31年3月20日までということにしておりますので、その期間に納入がされるものと理解しております。

◎議長(佐久本洋介君)

島尻誠君、今のは納入については答えられるだろうけど、工期とかについては、それは別ですから。学校の工期については。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。平成30年度電子黒板整備事業の業務の目的が、わかりやすい授業を構築し学校教育の質の確保を図るという目的が達成されるかということが前提にあるので、やはり着実に納入期限内もしくは工期内に納めないといけないということですよ、要するに。だから、教育長にお尋ねしたのは、それが大丈夫ですかという確認をとっただけの次第です。

最後に、4月8日、9日はもう大丈夫ですと言ってもらえたらありがたいですけど。よろしく申し上げます。

◎教育長(宮國 博君)

4月1日には学校の先生方も全員赴任なさいます。物品は3月20日には入るわけですから、それから業者等含めて使えるような状況を整えていくわけですね。環境も含めて。そうしますと、始業式が入ってホームルームに入るわけですから、入学式をやってホームルームに入るわけですから、そのときまでには万全を期して、生徒にはこのICT機器を十分に活用できるように準備を整えていきたいと思っております。

◎議長(佐久本洋介君)

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

ちょっと1点だけ。

議案第1号、財産の取得について。吹奏楽の楽器ですけど、これメーカーが全部ヤマハなんですよ。国内にはまたムラマツとか、ミサワとか、いろんな楽器メーカーがあるんですけど、なぜヤマハに統一したのか、その辺をお聞かせください。

◎教育部長（下地信男君）

今回吹奏楽の備品を購入するに当たっては、私どもとしてはヤマハというメーカーを指定してはございません。他社製品の参入を妨げるものではないということをしながらか、同等品であれば可とするとしたところ、指名した業者の皆さん方からは全てヤマハの機器を取り扱ったということでございます。

◎栗国恒広君

メーカーを統一するのは非常にいいことだと思うんですけど、ただ入札残があるんですよ。楽器ではおのこの、例えばチューバにしてもマイネル・ウエストンって世界で有名な楽器があると思うんですよ。その楽器は割と高いんですよ、日本の国産よりも。やっぱり残が余るんであればもっといい楽器をですね、購入する中ではそういったメーカーのね、例えばクラリネットはどこが一番いいとかいろんな、楽器によってはうちの楽器はというのがあるんですよ。そういった査定はできないか、今後そういったことはできないか、その辺を見解をお伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

今後のそういうご指摘ですけども、私もこの事業を執行するに当たっていろいろ議論して進めておりますけども、一部メーカーを指定するということになりますと取り扱い業者が限られてくるということがまた1つ弊害があると思います。ですから、今回は特にメーカーを指定することなく、指名した業者の皆さん方の取り扱うという部分で入札を執行したということです。中には、個別具体的にはこのものはとてもいいということがありますけれども、今回はそういう同等品という扱いでさせてもらいました。いろいろと今後検討してまいりたいと思います。

◎栗国恒広君

さっき言ったように、楽器にはいろんな世界的に有名な楽器もあるということで、今回メーカーはヤマハさんを指定してはいないということですけど、やはりその辺の楽器を扱う吹奏楽部の児童生徒にもですね、しっかりどこのメーカーがいいのか、そしてまた本当にこういったすばらしい世界的な有名な楽器がありますので、そういった要望も聞き入れてですね、ぜひ今後の購入の参考にしてもらえればなと思っています。メーカーを統一するばかりじゃなくて、やはり楽器おのこのに個性があると思いますので、その辺のね、意見をぜひ取り入れてほしいなと思います。要望です。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

1点だけ。

質疑の時間ですけどね、質疑ではないんですが、要望を教育委員会にしておきたいと思います。入札経過書ですね、様式5号（第17条関係）ということで、吹奏楽の備品の入札経過書、それから電子黒板の入

札経過書、両方出されております。しかし、中身を見るとですね、記載の方法が全く違うということとであります。できれば地域連携小中学校吹奏楽環境整備事業備品とですね、記載の方法を統一したほうがいいのではないかというふうに思います。というのは、備考欄のほうでその会社の名前、代表者の氏名が書かれて、その会社からは誰が入札に来たというのは2ページのほうがわかりやすいということですね。それと、6ページの電子黒板のほうは会社の代表者の名前が書かれていない部分がある。例えば最初の株式会社オーシーシーのほうは、代表者の名前は備考欄には書いていないんですけども、代理人が入札に来たと。当然下のほうでは代表者の名前が記載されておりますが、そういった違いがあるんですね、同じ様式を使いながらなぜ、しかも同じ職員が入札経過書をつくっていると。なぜ記載の方法が違うのかですね、その辺、そういったことが間違いにもつながっていくと思いますので、そういったことについてはぜひ統一をしていただきたいというふうに思います。

◎議長（佐久本洋介君）

要望ですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号の計2件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第4、議案第1号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

次に、お手元に配付しましたとおり國仲昌二君ほか4人から決議案第1号、砂川辰夫君に対する議員辞職勧告決議が提出されております。

これより、決議案第1号、砂川辰夫君に対する議員辞職勧告決議を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。本決議案を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、決議案第1号、砂川辰夫君に対する議員辞職勧告決議を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることは否決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして、平成31年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午前11時06分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成31年2月4日

宮古島市議会

議長 佐久本 洋 介

議員 眞榮城 徳 彦

” 棚 原 芳 樹